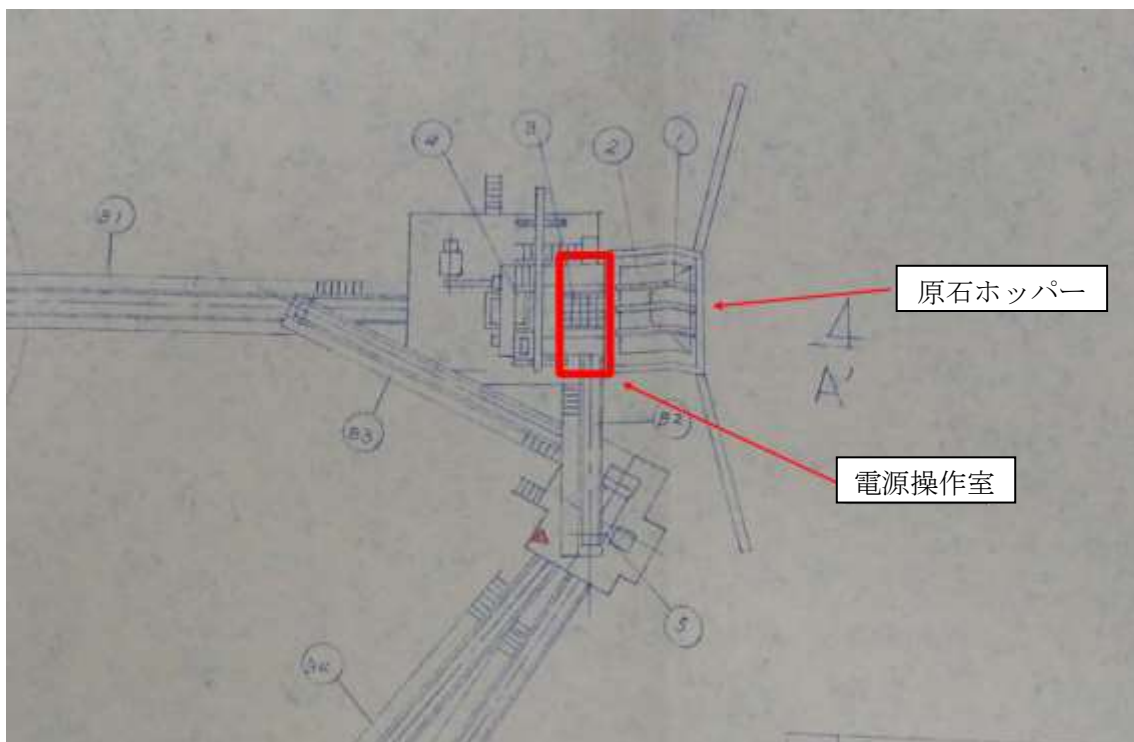


災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：沖縄県					
災害等の種類： 坑外・火災	発生日時： 令和2年8月29日(土) 17時10分頃	罹災者数	死	重	軽	計
						0
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）：該当なし						
罹災程度：該当なし						
<p>【概要】</p> <p>15時頃から16時15分頃まで、台風対策のため、砕石プラント電源操作室の外側ベニヤ板部分に鉄骨と鉄板を溶接する補強作業を、市内の鉄工所に外注して行った。</p> <p>17時20分頃、周辺鉱山から保安統括者代理者に、砕石プラント電源操作室から煙が上がっているとの連絡があり、鉱山事務所から当該操作室を目視で確認したところ、炎と煙が上がっていた。保安統括者代理者は、直ちに関係先（消防、警察、監督事務所）に連絡した。</p> <p>当該鉱山及び周辺鉱山の職員6名は、事務所から持参した消火器で消火するとともに、原石ホッパー近くにあった、粉じん防止用のタンクからバケツで水を汲み取り、消火にあたった。また、周辺鉱山から散水車を出動させる等して消火活動を行った。</p> <p>18時頃、消防が到着した時には、既に鎮火した状況であった。</p> <p>本火災により、砕石プラント電源操作室が全焼したが、人的被害や第三者への被害はない。</p>						
<p>【原因】</p> <p>火災発生日、15時頃には砕石プラント電源操作室へ電気を供給する受電室のメインスイッチが切れた状態にあり、電気による火災では無いと考えられる。</p> <p>消防による現場検証の結果、アーク溶接の際の溶接屑（金属の粒）が床にあった可燃物に（紙切れ、布くず）移り、くすぶっていたものが発火したと推測される。</p>						
<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源操作室は、壁・床・屋根を鉄板にする。 ・溶接作業後は水をかけるように業者へ指示し、鉱山側でも余熱が残っていないか確認する。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおり。</p> <p><鉱山保安法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気の取扱い（鉱山保安法施行規則第15条） ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第4号） <p>○他法令における参考規定は以下のとおり。</p> <p><消防法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急消火義務等（消防法第25条） 						
<p>【お問い合わせ先】</p> <p>那覇産業保安監督事務所 保安監督課 担当者 徳門、譜久嶺 電話番号 098-866-6474</p>						



火災発生現場



砕石プラント図